

障害福祉サービス事業等の 運営に係る留意点について

令和7(2025)年6月
障がい福祉課 管理係

令和7年度からの主な留意点

- BCP(業務継続計画)の策定等(経過措置の解除)
(対象:全サービス)
- 地域連携推進会議の設置等(令和7年度から義務化)
(対象:共同生活援助、施設入所支援)
- 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表等
(令和7年度から義務化)
(対象:児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援)

BCP(業務継続計画)の策定等

- ① 業務継続計画(感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)の策定
- ② 業務継続計画について従業員に周知するとともに、従業者に対する研修及び訓練の実施(年1回以上、障害者支援施設は年2回以上)
- ③ 業務継続計画は定期的に見直し、必要に応じて変更すること。

「**感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備**」及び「**非常災害に関する具体的計画**」の策定を行っている場合には**未策定減算を適用しないこととする経過措置が令和7年4月1日より終了**したことから、**①～③の基準を1つでも満たしていない場合は、減算となる。**

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

地域連携推進会議の設置等

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助及び施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※令和7年4月1日から義務化された。

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表等

児童発達支援・放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、**心身の健康等に関する5領域**(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性)**を含む総合的な支援内容**とするとともに、当該領域とのつながりを明確化した事業所全体の**支援内容を示すプログラムの作成・公表**を行うこと。



支援プログラムを**作成・公表しない場合は**、令和7年4月から**減算を適用**。

※支援プログラムを事業所のHP等で公表するほか、郡山市に「支援プログラムの公表状況に関する届出書」の提出が必要。

その他事項

○障害福祉サービス等情報公表制度について

○災害時情報共有システムについて

障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表することが義務付け。
(未報告の場合、令和6年度より「**情報公表未報告減算**」が適用。)



- 事業者は年に1回、登録内容の更新等についてシステム上で報告する必要あり。
(変更がない場合でも更新が必要)
- システムで事業所情報を更新し、承認申請を行う。
- 内容の修正が必要な場合は差戻が必要なため、郡山市へ連絡。修正後再度申請。
- 報告の**基準日は4月1日**、報告の**開始日は5月1日**、報告の**期限は7月31日**

災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備され、令和3年度から運用開始。対象となる災害が起こった際、事業所はシステムを通じて被災状況の報告を行う。

(災害時情報共有システムは「障害福祉サービス等情報共有システム(WAMNET)」に登録されている施設等が対象)



<被災状況報告の流れ>

(1)被災状況報告依頼メールが届く

対象となる災害が起こった際、各施設等が災害時緊急連絡先として登録したメールアドレス宛てに、災害状況の報告依頼メールが届く。

(2)被災状況の報告

メールに記載されているURLにより災害時情報共有システムにアクセスして、被災状況を入力する。

(3)国、自治体が、被災状況を確認し、適切な支援につなげる。